

# 税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号  
新大阪NKビル601号  
TEL (06) 6885-3990  
FAX (06) 6885-3991  
URL <http://www.ep-support.com/>  
E-mail [support@ep-support.co.jp](mailto:support@ep-support.co.jp)

## ヒント

### シウマイ

シウマイ弁当で有名な横浜の崎陽軒はチャレンジすることが伝統。創業110周年。冷めてもおいしいシウマイを開発。その後、女性販売員のシウマイ娘を登場させ、横山隆一が描いた醤油入れ「ひょうちゃん」、真空パックシウマイの発売、シウマイの自動販売機など。また、デパートなどの崎陽軒の販売コーナーはショウケース1台のみ。そこで多量の弁当を売り上げるので坪効率がよく低廉価格が実現する。大卒を採用して、はびこっていた職人の前例主義的雰囲気を改革。2000年代には「ローカル主義」を英断。全国のスーパーで展開していたシウマイの卸から撤退。今では日本で最も売れる駅弁に。(商業界・いとう啓子氏)

## ヒント

### 税務 ミニガイド

国税庁によると、平成29年度の査察調査の着手件数は174件、処理件数は163件でした。処理件数のうち、検察庁に告発した件数は113件、告発率は69.3%でした。

査察事案に係る脱税額は総額で135億円、告発事案1件当たりの脱税額は8,900万円でした。



奥秩父(埼玉)

松浦和夫/オアシス

## 配偶者控除等申告書

### □配偶者控除等申告書の新設

平成30年分の年末調整から、「給与所得者の配偶者控除等申告書」が新設されました。

平成29年分の年末調整では、配偶者控除は扶養控除等申告書に基づいて、配偶者特別控除は配偶者特別控除申告書（保険料控除申告書との兼用様式）に基づいて、それぞれ適用していましたが、平成30年分については、配偶者控除、配偶者特別控除とも配偶者控除等申告書に基づいて適用することになります。

### □本人の合計所得金額

配偶者控除、配偶者特別控除は、本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用がありません。

そこで、まず、本人の合計所得金額の見積額を「合計所得金額の見積額の計算表」により、計算する必要があります。

そして、合計所得金額の見積額を900万円以下である場合（A）、900万円超950万円以下である場合（B）、950万円超1,000万円以下である場合（C）の3種類に区分（区分1.）します。

なお、給与所得のみの場合、給与等の収入金額が1,220万円以下であれば、合計所得金額が1,000万円以下。給与等の収入金額が1,170万円以下であれば、合計所得金額が950万円以下。給与等の収入金額が1,120万円以下であれば、合計所得金額が900万円以下となります。

### □配偶者の合計所得金額

配偶者控除については、配偶者の合計所得金額が38万円を超える場合、配偶者特別控除については、配偶者の合計所得金額が123万円を超える場合には、適用がありません。

そこで、次に、配偶者の合計所得金額の見積額を「合計所得金額の見積額の計算表」により、計算する必要があります。

そして、合計所得金額の見積額を、38万円以下かつ年齢70歳以上（昭和24年1月1日以前生まれ）である場合①、38万円以下かつ年齢70歳



- スパゲティの「ペペロンチーノ」の正式名称は、「スパゲティ・アールオ・オーリオ・エ・ペペロンチーノ」です。アールオとはニンニク、オーリオとはオリーブ油、そして、問題のペペロンチーノは赤唐辛子の意味です。要するに、ソースに使う材料を並べたもので、ニンニク、オリーブ油、唐辛子、塩を使うだけのごくごくシンプルなメニューなのです。



未満である場合②、38万円超85万円以下である場合③、85万円超123万円以下である場合④の4種類に区分（区分Ⅱ）します。

なお、給与所得のみの場合、給与等の収入金額が103万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下、給与等の収入金額が2,016,000円未満であれば、合計所得金額が123万円以下となります。

### □控除額の計算

区分1.と区分Ⅱ（区分Ⅱが④の場合には、合計所得金額の見積額に応じて更に区分けします）に応じて、配偶者控除の額（区分Ⅱが①または②の場合）または配偶者特別控除の額（区分Ⅱが③または④の場合）を計算することになります。

### □その他の記載事項等

配偶者が、老人控除対象配偶者（配偶者の合計所得金額の見積額が38万円以下で、昭和24年1月1日以前生まれの人）である場合には、「老人控除対象配偶者」欄に○印を付けます。

配偶者が国外居住親族に該当する場合には、「非居住者である配偶者」欄に○印を付け、親族関係書類を添付し、「生計を一にする事実」欄に平成30年中に国外居住親族である配偶者に対して送金した金額を記載し、送金関係書類を添付する必要があります。

## 人間ドックの費用負担の 留意点

一般的に実施されている人間ドックの費用は社内規定等によっていけば、原則として、給与として課税されることはありません。但し、ケースにより給与課税の問題が生じます。

**1.原則的な考え方** 所得税基本通達36-29では、そのサービスの性質や提供目的等を考慮して、利用者が受ける利益が著しく多額な場合や、役員だけを対象としてサービスを提供する場合を除いて、課税しないこととしています。

**2.充たすべき要件** 次の二つの条件をすべて充足していれば給与課税はありません。

- ① 全使用人又は一定年齢以上の希望者はすべて検診を受けることができ、検診を受けた人のすべてを対象としてその費用を負担すること。
- ② 検診内容が一般に実施される程度のものであり、その経済的利益の額が著しく多額でない

こと。

**3.留意点** 上記1と2を基本とするため次の点に留意します。

- ① 役員などの家族に対する費用を会社が負担した場合は、原則として役員などに対する給与課税が生じます。
- ② 業務上やむを得ず指定検診日に検診できなかった使用人に対して、検診費用を現金支給して後日受診させた場合は、結果として金銭支給となり、課税されることとなりますので注意してください。

**4.法人税** 法人が検診費用を負担した場合、所得税の取扱いで給与とされるものを除いて、福利厚生費として損金の額に算入されます。所得税で給与扱いされる場合には、役員報酬・賞与又は使用人給与として処理され、損金不算入となることもあります。

**5.消費税** 給与とされない検診費用で、かつ、消費税法別表第1に掲げられている医療に該当しない場合は、課税仕入れとして仕入税額控除の対象となります。

## ナマの税務相談室

**Q** 今日交換のことで伺いました。私ども兄弟4人は甲宅地と乙宅地をそれぞれ二人で共有しています。4人いずれも60歳を越し、将来を考え思い切って甲宅地、乙宅地を交換したいのですが。

**A** 昨日、長兄の一郎さんに託された甲乙両宅地の資料、M銀行の両宅地の鑑定書を拝見し、念のため現地も下検分しました。

**Q** 長男の一郎です。昨夕、現場チェックされているのを拝見いたしました。

**A** 交換要件の用途が同一で交換差益が2割以内であることを、鑑定書で、甲乙宅地がともに貸宅地であること、甲宅地の鑑定価額約8千万円、乙宅地が7千万円弱であることを承知し、この交換について、所得税法58条の交換は成立すると判断しました。

**Q** 実は、私どもの一番の疑問は8千万円の価額と7千万円の価額と鑑定されましたが、

## 兄弟間の共有地の交換

交換に際し、例えば、7千万円の価額を両宅地の時価、換言すれば交換価額としてよいのかということです。

1年以上保有、直前の用途と同一といった58条の規定は満たされています。

**A** 7千万円としてよいと思います。

**Q** それから、取得資産の価額と譲渡資産の価額の差額が100分の20に相当する金額を超える場合は適用しないと、税法にありますね。

**A** そうです。後は、贈与と言われたいかとか気にかかるかと次兄次郎さんが言われた点ですが、路線価だけでは甲宅地7千5百万円、乙宅地6千7百万円ですが、甲宅地は不整形、乙宅地はいわゆる角地であるなど、財産評価通達に定める調整をすれば、甲、乙宅地の価額は接近し、贈与税の問題は少ないと考えます。

**Q** 本日は、お忙しいところ、どうも有難うございました。

## 「経過する日」と「経過した日」

**消** 消費税の免税事業者だった事業者が、課税事業者を選択する事により課税事業者になっていた場合、それを取り止めるには、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を免税事業者に戻ろうとする課税期間の前課税期間中に提出しておかなければなりません。ただし、選択課税事業者は、2年間は元の免税事業者に戻れないという拘束期間の定めがあります。

**な** お、課税事業者選択期間中に、単価100万円以上の課税仕入資産（調整対象固定資産）を取得、又は単価1,000万円以上の課税仕入資産（高額特定資産）を取得した場合は、その拘束期間は、これらの資産の取得に係る期を

含めた3年と、伸びています。

**2** 年縛りでみてみると、課税事業者適用期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、免税事業者への復帰の届出書を提出できない、と定められています。提出のタイミングとしての、「2年を経過する日の属する課税期間の初日以後」とは、「2年目の初日以後」なのか「3年目の初日以後」なのか、通常日本語の解釈としては、分かり難いところですよ。

**免** 税復帰への届出は、前課税期間中に提出しなければならないことから、「3年目の初日以後」と解すると、4年目からしか免税復帰とならないので、ここは「2年目の

初日以後」と読むべきところと推測されるのですが、それは、「経過する日」という規定に拠っています。「経過する日」と「経過した日」の中間の日は存在せず、両方に重複して該当する日も存在しません。経過する日は23時59分60秒で終わり、経過した日は0時0分0秒から始まります。

**3** 年縛りについても同様の規定になっています。

**1** 「経過する日」と「経過した日」の解釈を間違えると、1年間の相違になってしまいますので、「経過日」というようなどちらなのか不明な規定はあってはならないことになります。ちなみに、「経過する日」と「経過した日」の中間としての「経過の時」という23時59分60秒で且つ0時0分0秒を意味する規定は存在します。類似の表記では、「終了の時」「満了の時」などがあります。

もう11月です。  
 年末調整をスムーズに行うために、前もって11月中旬から準備をしておきましょう。毎年のことながら、各種控除申告書など関係用紙類も注意事項と一緒に、早めに従業員に配布しておきましょう。  
 周囲の景色や風、空気の感触など、冬めいてきます。「朝寒の膝に日当る電車かな 宵曲」  
 7日立冬、22日小雪。



人生はかけ算だ。  
 どんなにチャンスがあっても、君が「ゼロ」なら意味がない。  
 (詩人 ナカムラミツル)

### 11月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○10月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	12日	○10月分個人住民税特別徴収分の納付
○所得税予定納税額の減額申請	15日	
○9月決算法人の確定申告	30日	○9月決算法人の確定申告
○31年3月決算法人の中間(予定)申告	々	○31年3月決算法人の中間(予定)申告
○所得税予定納税額の第2期分納付	々	
○特別農業所得者の予定納税	々	○個人事業税の第2期分納付
	(地方条例による)	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。